

## 新潟市区選挙管理委員会会議傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市区選挙管理委員会規程（平成19年新潟市選挙管理委員会訓令第11号）第3章に規定する新潟市区選挙管理委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の受付等)

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、会議を開催する会場の受付で傍聴を希望する旨を告げ、別記様式に規定する傍聴券を受け取るものとする。

2 傍聴の受付は、会議開始30分前から会議開始10分前までとする。

3 第1項において、傍聴人が、次条に定める傍聴人の定員を超えるときは、抽選により決定する。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴の定員は、5人とする。

(会議を傍聴することができない者)

第4条 次に掲げる者は、会議の傍聴をすることができない。

- (1) 凶器等他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻等の示威行為のために利用する物を携帯している者
- (3) 酒気を帯びている者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は議事運営に支障となる行為をするおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は静粛にすることとし、拍手その他の方法により、会議中の発言に対して批評し、又は可否を表明しないこと。
- (2) 飲食し、又は喫煙しないこと。
- (3) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、新潟市区選挙管理委員会委員長の許可を得た者は、この限りでない。
- (4) 前3号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、議事運営に支障となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第6条 会議を非公開とするときは、傍聴人は退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 新潟市区選挙管理委員会委員長は、この要綱に違反した傍聴人に対して、退場を命じることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、新潟市選挙管理委員会委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

